

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）

市町村が一体的に実施

④多様な課題を抱える高齢者や、
閉じこもりがちで健康状態の不明
な高齢者を把握し、アウトリーチ
支援等を通じて、必要な医療サ
ービスに接続。

国保中央会・国保連が、
分析マニュアル作成・市町
村職員への研修等を実施

医療・介護データ解析

- ②高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
③地域の健康課題を整理・分析



①事業全体のコーディネートや
データ分析・通いの場への積極
的関与等を行うため、市町村が、
地域に保健師、管理栄養士、
歯科衛生士等の医療専門職を配置

経費は広域連合が交付
(保険料財源＋
特別調整交付金)

保健事業

⑤国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続

介護予防の事業等

生活機能の改善

⑨民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

⑩市民自らが担い手
となって、積極的
に参画する機会の
充実

かかりつけ医等

⑧通いの場への参加勧奨や、事業内容
全体等への助言を実施

⑪ 通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、

- ・ 通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。
- ・ ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。
- ・ フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。

高齡者

※フレイルのおそれのある高齢者全体を支援

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（スキーム図）

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。

国（厚生労働省）

- 保健事業の指針において、一体的実施の方向性を明示。(法)
- 具体的な支援メニューをガイドライン等で提示。
- 特別調整交付金の交付、先進事例に係る支援。

＜市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施＞

広域連合

委託 (法)

市町村

- 広域計画に、広域連合と市町村の連携内容を規定。(法)
- データヘルス計画に、事業の方向性を整理。
- 専門職の人件費等の費用を交付。

- 一体的実施に係る事業の基本的な方針を作成。(法)
- 市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施。(法)
(例) データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への参画、支援メニューの改善 等
- 広域連合に被保険者の医療情報等の提供を求めることができる。(法)
- 地域ケア会議等も活用。

必要な援助

都道府県への
報告・相談

都道府県
(保健所含む)

国保中央会
国保連合会

三師会等の
医療関係団体

○事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価 等

○データ分析手法の研修・支援、実施状況等の分析・評価 等 (法)

○取組全体への助言、かかりつけ医等との連携強化 等

事業の一部を民間機関に委託できる。(法)
(市町村は事業の実施状況を把握、検証)

※ (法) は法改正事項